

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指すとともに、法令遵守と経営の透明性を確保するため、経営陣・取締役に対し実効性の高い監督を行い、様々なステークホルダーの信頼に応えることのできるコーポレート・ガバナンス体制の構築を重視し、さらなる体制の向上に継続して取り組んでいきます。

<コーポレート・ガバナンスに関する基本方針>

- (1) 株主の権利・平等性を確保する。
- (2) 様々なステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 適切に情報開示をし、透明性を確保する。
- (4) 取締役会等による業務執行の監督機能の実効性を確保する。
- (5) 株主と建設的な対話を実施する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

【補充原則3 - 1 英語での情報開示・提供】

当社は現在、議決権電子行使プラットフォームの利用等、招集通知の英訳、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、機関投資家、外国人株主の持株比率を踏まえ、対応を検討してまいります。

【補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等の自主的かつ測定可能な目標は設けておりませんが、多様な人材の確保に取り組んでおります。多様性確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針については対応を検討してまいります。

【補充原則4 - 1 中期経営計画のコミットメント】

当社は、中期経営計画を策定していますが、公表はしていません。しかしながら、日頃から株主との対話を行っており、経営戦略や経営計画などについての理解を得られるように努めております。中期経営計画の公表は、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 8 支配株主からの独立性の確保】

当社は、支配株主及び役員等との取引(関連当事者との取引)を行う場合には、その取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、事前に取締役会の承認を得ることを条件としています。また、期末時点において、取締役等に対して関連当事者取引に関する調査を実施しております。なお、当社では、独立社外役員を含めた独立性を有する者で構成された特別委員会は設置しておりませんが、取締役会においては、独立社外役員も出席して取引内容の確認を行っております。

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、取締役8名(うち、独立社外取締役2名)で構成しており、構成人員の規模については適正であると考えております。また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性については、個々の役員選任の段階において考慮しております。なお、スキル・マトリックスの開示は、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価、結果概要の開示】

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその結果概要の開示は、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

政策保有株式については、その目的及び取引状況、配当利回り等を適宜精査し、保有することの合理性を検証し、保有意義が乏しい銘柄は縮減する方針であります。

また、政策保有株式の議決権行使に当たっては、当社の各部門が投資先企業の株主総会議案の内容を精査した上で、取引、協力関係の状況等、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうかの視点で総合的に判断し、適切に行使します。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役が、当社と競業又は利益相反するおそれのある取引を行う場合、社内規程に定めた手順に従い、取締役会の承認を得ます。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金制度はございません。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

()経営理念・経営戦略等

当社の経営理念や経営戦略は当社ホームページや「FULUHASHI EPO REPORT」に開示しております。

経営理念 <https://www.fuluhashi.co.jp/corpinfo.html#corpinfo01>

経営戦略 FULUHASHI EPO REPORT <https://www.fuluhashi.co.jp/environment04.html>

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「 1. 基本的な考え方」に開示しております。

()経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書の「 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に開示しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名を行う際は、当社の持続的な企業価値の向上を可能とする知識・経験・能力等を有していることや、これまでの担当業務での実績を総合的に評価し、独立社外取締役が出席する取締役会にて決定しております。
また、経営陣幹部の職務執行に不正又は重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任することにしております。

()上記(iv)において決議した、取締役・監査役候補者については、招集通知にて、個々の経歴を記載いたします。そのうち社外役員については、個々の選任理由を記載いたしております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組みの開示】

当社は経営理念に「世のため 人のため 地球のため 社員のため 持続可能な社会を創造します」を掲げております。グループ全体で木質系廃材等の再資源化、有効利用を通じて循環型社会の構築に貢献しております。

(サステナビリティについての取組み)

当社のサステナビリティの取組み等は、当社経営理念のもと、当社ホームページや「FULUHASHI EPO REPORT」に開示しておりますので、ご参照ください。

フルハシEPOのSDGs

<https://www.fuluhashi.co.jp/environment02.html>

FULUHASHI EPO REPORT

<https://www.fuluhashi.co.jp/environment04.html>

(人的資本や知的財産への投資等について)

人的資本への投資等につきましては、当社経営理念における「社員のために 持続可能な社会を創造します」の方針のもと、社員一人ひとりの多様性を尊重し、働きがいをもって自己実現に向かう人財育成を目指し、教育研修システムの充実化や自己研鑽支援を図っております。

社員の労働災害防止への投資に関しては、予算外とし、安全対策の投資が迅速に行われる体制としております。

知的財産への投資等につきましては、当社経営理念における「持続可能な社会を創造します」の方針のもと、現在および将来の企業基盤強化を図るために、当社にとって不可欠と考えております。社名及び会社ロゴについては商標権を獲得し、当社のブランド力向上に資しております。

また、持続可能な社会の構築のために事業領域の拡大を目指し、新規事業として技術開発を自社及び外部団体(大学、都道府県、他業態の企業等)と共同で研究開発を実施しております。研究活動で得た知見については特許等を獲得することで他社との差別化を図っております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会に付議すべき事項は、取締役会が定める取締役会規程及び職務権限規程に定めており、それらは法令及び定款に定められた事項の他、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画の策定等、経営上の重要な事項からなっております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所の定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の他社での兼任状況は、招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役がその責務を適切に果たすために必要な機会を継続的に設けることをトレーニングの方針としております。

当社の取締役・監査役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。

また、社外取締役・社外監査役就任時には、当社及び業界の概要及び課題等の説明をするとともに、事業場の見学を実施し当社事業に関する知識を習得しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については以下のとおりです。

()当社は、株主との対話全般については、IR担当取締役が統括しております。

()IR担当取締役には管理統括を担当する取締役を選任しており、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携を図っております。

()今後、適時適切な株主や投資家に対する決算説明会等の開催について検討してまいります。

()株主との面談において把握された株主の意見・懸念等の情報は代表取締役社長へ伝えられ、必要に応じて取締役と情報共有を行う等の対応をとる体制としてまいります。

()対話に際しては、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に資する事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報の管理に留意してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山口 直彦	1,103,112	22.68
有限会社ヤマグチ	940,000	19.32
山口 昭彦	631,856	12.99
フルハシEPO従業員持株会	361,238	7.43
高取 陽子	203,152	4.18
山口 郁子	171,000	3.52
山口 まどか	120,000	2.47
岡田 光男	97,000	1.99
伊藤 元光	87,160	1.79
野口 まさこ	79,800	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	山口直彦、山口昭彦
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、上場の際に行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したものとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

支配株主である山口直彦(代表取締役社長)と山口昭彦(代表取締役副社長)は兄弟関係にあり、有限会社ヤマグチは両名の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード、名古屋 メイン
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応しております。

関連当事者取引については、「関連当事者取引管理規程」により新規取引の際に財務経理部による妥当性の検討、継続取引の際には取締役会の承認を必要とする旨を定めております。関連当事者取引を適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
水野信勝	公認会計士													
織田直子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野信勝			公認会計士として長年にわたり事業法人の監査に従事しており、その豊富な経験と識見を当社における財務・会計の健全性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に生かすため社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
織田直子			経営者としての幅広い経験と人材育成及び研修指導の専門家として知識が豊富であり、当社における経営の社会性及び透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に生かすため社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	1	1	1	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	1	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

当社は、2022年2月14日開催の当社取締役会において取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置することを決議いたしました。取締役の指名・解任及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置しております。なお、指名報酬委員会は、独立社外取締役及び取締役会の決議によって選定された取締役及び監査役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役及び独立社外監査役とします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

業務効率の改善及び不正過誤の未然防止のため、監査役会、会計監査人及び業務監査を主体とする内部監査室による会計監査の三者の協力体制により、経営監視機能の充実を図り、経営の透明性、客観性の確保に努めております。監査役、会計監査人及び内部監査室は、定期的な会合の他、必要に応じて面談を実施する等、積極的な意見交換を行っております。監査方法・監査結果等について相互に説明・報告を行うことで情報を共有しており、効率的な業務監査を行うべく監査機能の強化に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木雅雄	弁護士													
荻谷公平	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木雅雄			弁護士として企業法務ならびにコンプライアンスに関する高い専門性と豊富な経験を有しております。その専門知識及び経験等を客観的かつ高度な視点から、当社の経営全般について監査・監督を行って頂くため社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
荻谷公平			公認会計士として財務・会計の専門知識及び海外現地法人に関する財務・会計に豊富な経験と幅広い見識を有しております。その財務・会計に関する幅広い経験及び専門的な知見に基づき当社の経営全般について監査・監督を行って頂くため社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任する際の判断基準として、具体的な基準は定めておりませんが、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考に、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者とし、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

株価変動による報酬と株式価値との連動性を明確にし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、2022年5月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、2022年6月29日開催の第75回定時株主総会において承認されました。

また、本株主総会にて、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額は、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額30,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内とご承認をいただいております。(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬については、有価証券報告書にて社内取締役、監査役、社外役員別に総額を開示しております。連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額は、その内容の決定に関する方針を定めており、役員の報酬等の決定方法は、「役員報酬規程」に基づき、2019年6月25日開催の第72回定時株主総会において、取締役の報酬額は、年額500,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、監査役は年額50,000千円以内と決議しております。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、2022年5月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、2022年6月29日開催の第75回定時株主総会において承認されました。

それにより、その報酬限度額の範囲内で、取締役の役員報酬は、固定報酬と株式報酬で構成されております。各取締役(社外取締役を除く)については、求められる職責及び能力、成果や経営に対する貢献度、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、取締役会の決議により決定いたします。社外取締役については、独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬にて決定しております。

なお、取締役の個人別の固定報酬額の決定については取締役会決議に基づき代表取締役社長山口直彦に委任しております。委任した権限の内容は、個人別の報酬額を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えられるためであります。

監査役は報酬額は、「役員報酬規程」に基づき、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査役会における各々の役位及び役割に伴う責任を踏まえ、監査役の協議によって決定しております。

なお、より一層手続きの客観性及び透明性を確保するため、2022年2月14日開催の取締役会の決議により社外役員を構成員の過半数とする任意的指名報酬委員会において、審議を行い、その諮問を尊重したうえで、取締役会決議により決定することとしております。

また、退職慰労金につきましては、取締役会により、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において「役員退職慰労金規程」に従い相当の範囲内で決定しておりましたが、2022年6月29日開催の第75回定時株主総会にて、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式制度の報酬枠(普通株式の総額は年額30,000千円以内)が承認されたことにより従来の退職慰労金は廃止とし、在任中の取締役及び監査役に対して、本退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給いたします。なお、支給時期につきましては、各取締役及び監査役の退任の時といたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役へのサポートは主に総務部で行っております。取締役会の資料は、原則事前配布し、社外取締役及び社外監査役が検討するのに十分な時間を確保するよう努めております。

また、その他の重要事項についても、事前説明を行う等コミュニケーションを図ることにより、社外取締役及び社外監査役の意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

取締役会は、取締役7名(内、社外取締役2名)で構成されており、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。原則として監査役3名全員の出席の下、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、並びに職務執行の監視・監督を行っております。

(b) 監査役・監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役(非常勤)2名で構成されており、定例監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会に出席し、取締役会及び内部統制部門等から適宜業務の執行状況を聴取し、取締役の職務執行の適正性及び適法性を監査しております。重要な決裁文書や財務諸表等を閲覧する等して調査を行い、また常勤監査役は重要な社内会議に出席する等して、管理体制や業務の遂行など会社の状況の把握に努めております。

(c) 指名報酬委員会

取締役の指名・解任及び報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置しております。取締役の指名や報酬については、独立社外取締役及び独立社外監査役が過半数を占める指名報酬委員会において審議し、その結果を取締役に助言・提言を行うことによって、取締役の指名・解任及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

(d) 内部監査

内部監査については、社長直轄の「内部監査室」に専任者2名を置き、監査計画に基づき、原則として年1回関係会社を含む全部門を監査し、業務活動の適切性及び合理性の確保等の観点から改善指導または助言等を行っております。

(e) 会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、公正不偏の立場から会計に関する監査を受けております。

(f) 責任限定契約

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は同法第425条第1項に定める「最低責任限度額」としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社の体制を採用しております。当社事業に精通した社内取締役と豊富な経験と高い見識のある独立性の高い複数の社外取締役によって構成された取締役会、複数の社外監査役からなる監査役会を設置することにより、迅速な意思決定による経営戦略の力強い推進と経営の透明性が確保できると考え、現状の体制を採用しており、コーポレート・ガバナンスの充実強化を図るに十分な体制であると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送できるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実を図り、より多くの株主が株主総会に参加できるよう、総会集中日を避けた対応に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	外国人持株比率を勘案しながら、今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人持株比率を勘案しながら、今後検討してまいります。
その他	ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無
------	---------------

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算発表後を目途に、会社説明会もしくは決算説明会の開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算発表後を目途に、会社説明会もしくは決算説明会の開催をしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	外国人持株比率を勘案しながら、今後検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、決算短信、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会の招集通知等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、適時開示マニュアルにおいて、ステークホルダーに対する情報開示方針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ステークホルダーに対し、事業における環境推進を目指す基本方針として、環境保全活動の環境方針を当社ホームページに開示し、環境安全衛生委員会を主体に活動しています。 また、CSR活動は「社会とともに、環境とともに、社員とともに」の基本方針を掲げています。これら方針のもと、社員の環境意識の向上に取組み、活動内容や成果を当社ホームページや「FULUHASHI EPO REPORT」にて報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示をすることが重要であるとの認識に基づき、当社ホームページ等を通じて適時適切に情報提供を行っていく方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令遵守と経営の透明性を確保するため、経営と執行に対する実効性の高い監督機能を確立し、様々なステークホルダーの信頼にこたえることのできるコーポレート・ガバナンス体制の構築を重視しております。会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制の整備をするため、「内部統制にかかる基本方針」を取締役に於て決議し、この方針に基づいた運営を行っております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、役職員の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス(法令遵守)があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、役職員に周知徹底をはかる。
コンプライアンスを確保するための体制として、「コンプライアンス委員会」を設置し、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的実施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。
当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて、不当要求等事案発生時の報告及び対応に係る規程等を整備し、社内体制を強化するとともに外部専門機関とも連携し、反社会的勢力には毅然として対処する。
当社グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「行動指針」を制定し、「クレドカード」に「行動指針」を記載して役職員に配布することで、役職員に周知徹底をはかる。
当社グループでは、役職員による組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報、又は法令違反等に該当するかを確認する相談窓口を、社内外に設置し、これら内部通報制度の内容を「内部通報規程」として制定・周知することで、役職員への利用を促進する。
取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループでは、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。
当社グループでは、企業機密の漏洩を防止し、適切な機密情報の管理・保全を行うため、「企業機密管理規程」を定め、機密の程度に応じた管理者を選任し、管理方法と合わせて当社グループ役職員へ周知する。
個人情報については、法令及び「個人情報保護基本規程」に基づき厳重に管理する。
- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、原則、毎月一回の定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告するものとする。また、重要案件が生じた

ときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。

取締役会は、当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、「執行役員規程」を定め、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。

組織の構成と各組織の所掌業務を定める「組織規程」「業務分掌規程」及び権限の分掌を定める「職務権限規程」を整備し、適切な権限移譲と責任と役割を明確にすること効率的な業務執行を行う。

(d) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理体制の確立を図り、リスクの発生を予防し、事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、「リスク管理規程」を策定する。この規程に則り、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。

コンプライアンス委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役会にて報告する。

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議、関係会社連絡会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。

(e) 当社企業集団に置ける業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス委員会は、グループ各社の独立性を尊重しながら、グループ全体のコンプライアンスに関して、統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行うものとする。

当社グループは、「行動指針」を通じて、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

当社は、経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のため「関係会社管理規程」を定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、当社の承認を必要とするほか、その他重要な事項については当社の取締役会へ報告を行う。

各子会社において適正な業務執行が行えるよう、各社において社内規程を整備する。

当社の内部監査室は、定期的に当社グループの全社を対象とし監査を行い、監査結果に基づいて必要があれば社長名で関係会社に対して指示または勧告を行う。

当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、年2回開催する関係会社連絡会議において、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助するために監査役が職務執行に必要な執務環境を整備し、監査役の求めにより専属の従業員を配置するものとする。専属従業員の人事については、監査役と協議して決定するものとする。

監査役を補助する専属従業員は、監査役の指揮命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮命令は受けないものとする。監査役専属従業員を懲戒に処する場合には、事前に監査役の承諾を得るものとする。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役職員は、監査役の求めに応じて、職務の執行、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項についてその内容を速やかに報告するものとする。

監査役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて役職員に対して、その説明を求めることができるものとする。

(h) その他の監査役が監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役が監査が実効的に行われることを確保するため、役職員は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。

監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取及び意見交換、資料開覧、会計監査人の監査時の立会い及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社役員及び従業員が反社会的勢力による被害を防止し、社会正義を貫徹することで反社会的勢力の不当な介入を排除するとともに、顧客、市場並びに社会からの信頼を得るために、反社会的勢力への利益を供与及び反社会的勢力との一切の接触禁止を基本方針としております。

当社は、反社会的勢力との取引絶無のため、「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、反社会的勢力との取引根絶に努めております。反社会的勢力の排除に関する最高責任者を社長、業務の対応部門を総務部門とし、反社会的勢力との関係を遮断するため、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等の取組みを行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

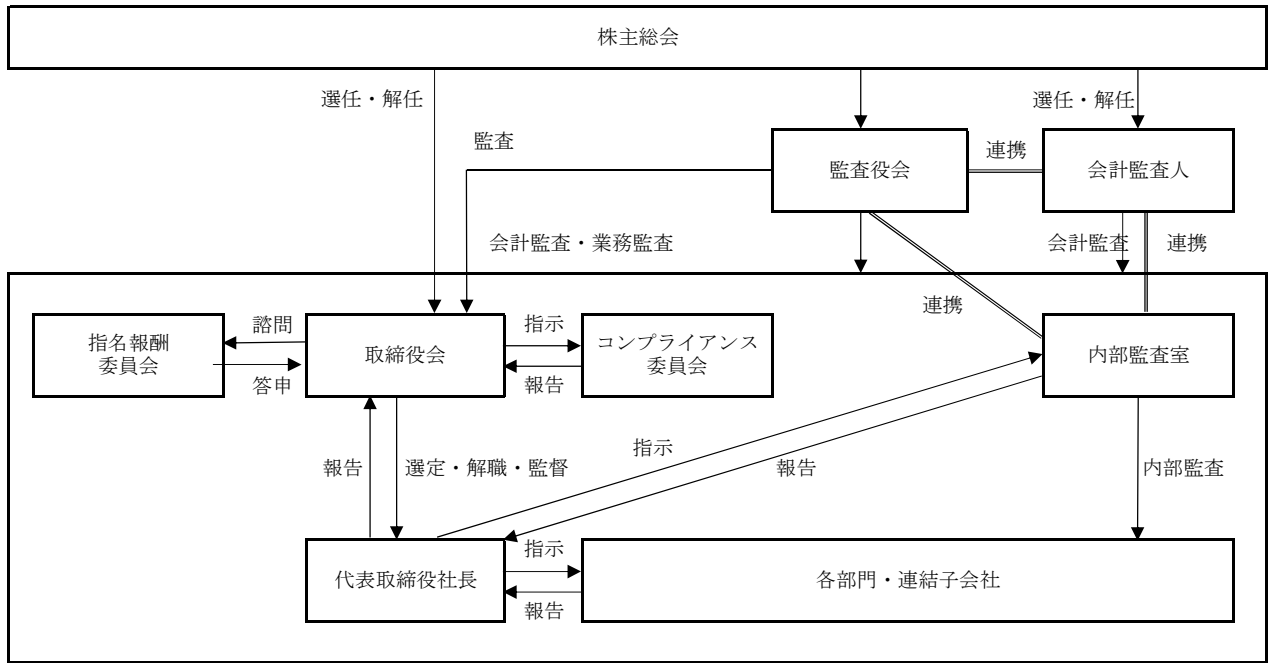
当社は経営の透明性や健全性の保持が重要であるとの観点から、公正かつ迅速で正確な会社情報の開示を行うこと及びそのための情報管理体制の構築に努めることが公開会社としての重要な社会的責任であると認識しております。また、金融商品取引法及びその他関係法令を遵守し、投資家の投資判断に影響を与える決定事実や発生事実、決算に関する情報等の重要情報の開示について、株式会社日本取引所グループが定める有価証券上場規程に基づいた情報開示を正確かつ適時・適正に行う方針であります。

当社では適時開示に向けた情報収集の役割を総務部が果たすような組織体制をとっております。この体制は、上場後に有価証券報告書の統括やIR業務を担当することを鑑みて整備されており、当社において最適な情報収集体制であると考えております。なお、株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保の状況につきましては、当社ホームページにおいて開示を行う方針であります。

適時開示体制の概要

- (1) 決定事項に関する情報につきましては、取締役会で決議後、即日開示しております。
- (2) 発生事実に関する情報につきましては、重要事項の発生ないしは発生する可能性がある場合は、直ちに当社各部署及び子会社から当社総務部に報告され、報告された内容が重要事項の発生と判断された場合は、情報漏洩に努めつつ、法令等諸規則の確認を行った後、適時開示最高責任者から取締役会へ上程、開示判断を行った後、公表をいたします。
- (3) 決算に関する情報につきましては、財務経理部が作成した決算財務資料と各部署からの報告を総務部にて取り纏め、取締役会の承認を得て開示しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

